

令和 7 年 3 月 7 日
建設・水道常任委員会資料
上下水道部上下水道総務課

宇治市公共下水道条例の一部を改正する条例を制定するについて

1 改正理由

下水道法施行令において、公共下水道等からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を定めており、今般、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となったことから、放流水に含まれる「大腸菌群数」に係る基準について「大腸菌数」に係る基準に改正されたため、宇治市公共下水道条例で定めている、公共下水道への排出基準について、所要の改正を行うものであります。

2 改正内容

「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、その他所要の文言整理を行う。(第10条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日から施行